

新型コロナウイルス感染症対策関連事業のお知らせ

■右記以外の支援

事業名・問い合わせ	申込(利用)期限	内容
貸切バス事業者感染症予防対策事業補助金 本館観光課(☎41-3542)	2月8日(月)	感染症対策を行う市内に本社を有する観光バス事業者を対象に、運転席仕切りカーテンの設置費用などを補助します。 ■補助率・上限額 3分の2(上限50万円)
宿泊施設感染症対策整備事業補助金 本館観光課(☎41-3542)	2月8日(月)	県の「観光宿泊施設緊急対策事業」の支援を受け、感染症対策に取り組む宿泊事業者を対象に、市が上乗せで補助します。 ■補助率・上限額 県の補助対象経費合計額が300万円を超えた分の3分の2(上限100万円) *県の補助制度は、申請受付を終了しています
地域企業感染症対策等支援事業費補助金 花巻商工会議所(☎23-3381)	2月10日(水)	感染症対策を行う県内の中小企業者などを対象に、店舗改装などを行った場合の費用を補助します。 ■補助率・上限額 10分の10[1店舗当たり上限10万円(消耗品費は1店舗当たり上限3万円)]
観光宿泊施設経営継続支援交付金 岩手県観光・プロモーション室(☎019-629-5574)	2月26日(金)	県が策定した「みちのく岩手観光立県第3期基本計画」の施策の趣旨に沿った生産性向上などの独自計画を申請時までに策定し、かつ、感染症の影響により売上が減少した県内宿泊事業者を対象に、交付金を支給します。 ■助成額 1宿泊施設当たり100万円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金(介護・障害分) 岩手県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局(☎019-601-5309)	2月28日(日)	感染症対策に取り組む県内の介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所などを対象に、各福祉サービスの提供に必要な感染症対策費を補助します。 ■補助額 サービス内容や施設規模によって異なります
社会福祉施設等感染症対策支援事業補助金 ・[介護分]新館長寿福祉課(☎24-2111内線596) ・[障害分]新館障がい福祉課(☎24-2111内線503)	3月1日(月)	介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所などの感染症対策に係る経費の負担が、県の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分・障害分)」の補助上限を上回った場合に、市が上乗せで補助します。 ■補助額・上限額 県の補助上限額を超えた分の10分の10(上限10万円)
観光バス運行支援事業費補助金 岩手県観光・プロモーション室(☎019-629-5572)	3月8日(月)	感染症対策を講じた上で乗車定員を2分の1以下に減員し運行した県内観光バス事業者を対象に、かかり増しとなった運行経費を補助します。 ■補助率・上限額 2分の1以内(1日1車両上限5万円)
新型コロナウイルス感染症対応資金(特別資金) 市内各金融機関(労働金庫を除く)	3月31日(水)	売上高などが減少し、セーフティネット保証などの認定を受けられる事業者を対象に、設備資金・運転資金を貸し付けます。 ■貸付上限額 4,000万円(3年間実質無利子)
離職者等正規雇用促進奨励金 本館商工労政課(☎41-3536)	3月31日(水)	離職者、廃業者、内定取り消し者の再就職を支援するため、期間を定めない正規雇用労働者として雇い入れた事業主を対象に、奨励金を支給します(令和2年12月8日以降の雇用に限る)。 ■補助額・上限額 基礎賃金2カ月分相当額(1人上限50万円、1事業者3人まで対象・最大150万円)
雇用調整助成金 ハローワーク花巻(☎23-5118)	支給対象期間の最終日の翌日から2カ月以内	感染症の影響を踏まえ、事業者の皆さんに従業員の雇用を維持してもらうことを目的に、助成金を支給します。 ■助成率 大企業…3分の2(解雇しなかった場合 4分の3)、中小企業…5分の4(解雇しなかった場合 10分の10)
雇用安定助成金 本館商工労政課(☎41-3536)	3月31日(水)	感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた市内事業者を支援するため、国が実施している雇用調整助成金に、市が上乗せで助成します。 ■助成率 中小企業・大企業…国の雇用調整助成金対象額の10分の1(1人1日当たり上限925円)
NHK放送受信料の免除 NHK盛岡放送局(☎019-626-8823)	3月31日(水)	国の持続化給付金の給付決定を受けた事業者への緊急的な軽減措置として、NHK放送受信料を免除します。 ■免除額 免除申請した月とその翌月の2カ月分
新型コロナウイルス感染症特別貸付 日本政策金融公庫(☎0120-154-505)	当分の間	売上高の減少などにより、一時的な業況悪化となっている事業者を対象に、設備資金・運転資金を貸し付けます。 ■貸付上限額 4,000万円(3年間実質無利子)
厚生年金保険料の納付猶予特例制度 日本年金機構花巻保険事務所(☎23-3351)	納期限の25日後程度	感染症の影響により、収入の減少があった場合に、保険料の納付を猶予します。

*制度の詳細は、問い合わせ先にご確認ください

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、「市税の徴収猶予の特例制度」を利用することができます。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

- 対象となる人 次の要件を全て満たす納税者・特別徴収義務者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
 - 一時に納付し、または納入が困難な場合
- ※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します

■対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市

民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税のうち、2月1日までに納期限が到来するもの

- 徴収猶予期間 1年間
- 申請期限 税の種類ごとに定められている納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)
- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601花城町9-30)へ郵送で提出してください。

*e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください



市税の徴収猶予の特例制度

納期限が2月1日となっている下記の市税は申請期限が2月1日です
令和2年度分…市県民税第4期、国民健康保険税第7期

中小企業者・小規模事業者の令和3年度固定資産税を軽減 申請期限は2月1日です

【問い合わせ】本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者は、保有する資産のうち、事業用建物と設備などの償却資産(以下「対象資産」)に係る固定資産税が軽減されます。

- 対象 次のいずれかに該当する事業者
 - 個人事業者の場合…常時使用する従業員の数が1,000人以下
 - 法人事業者の場合…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)
- 要件・軽減率 令和2年2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が

前年同期比で次の減少率となっていること
▷30%以上50%未満の減少…対象資産に係る令和3年度の固定資産税の2分の1を減額
▷50%以上の減少…対象資産に係る令和3年度の固定資産税の全部を減額

- 申請期限 2月1日(月)
- 相談窓口 ▶本館資産税課[☎41-3529(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)]
▶中小企業庁[☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)]

*申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください



固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

- ①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額
- ②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分および2分の1に軽減された事業

用家屋分と償却資産分の合計額
③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の固定資産税合計額
※令和3年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税は免除となります